

都留市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 3 号

都留市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。)第 4 条第 6 項の規定による同意(法第 5 条第 1 項の同意を含む。)を得た法第 4 条第 1 項の基本計画(以下「同意基本計画」という。)において定められた法第 4 条第 2 項第 1 号の促進区域(以下「地域経済牽引事業促進区域」という。)内において、法第 13 条第 4 項の規定により承認された地域経済牽引事業計画(法第 14 条第 1 項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。)第 2 条の対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者に対する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(課税免除)

第 3 条 市長は、地域経済牽引事業促進区域内において、同意基本計画の計画期間内に承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意基本

計画の同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以後 3 年度分に限り免除するものとする。

(課税免除の申請)

第 4 条 前条に規定する課税免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(課税免除の取消し)

第 5 条 市長は、第 3 条の規定により課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかとなったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為があったとき。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。